

入札監理小委員会
第46回議事録

内閣府 官民競争入札等監理委員会事務局

第 46 回 入札監理小委員会 議事次第

日 時：平成 20 年 7 月 25 日（金）18:00 ～ 19:53

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開 会

2. 議 題

① 実施要項（案）の審議

○スポーツ施設の管理・運營業務（（独）日本スポーツ振興センター）

○東京国立近代美術館本館及び工芸館の管理・運營業務（（独）国立美術館）

② その他

3. 閉 会

<出席者>

（委 員）

樫谷主査、渡邊副主査、岡本専門委員、原専門委員

（（独）日本スポーツ振興センター）

総務部 高谷部長、河村企画調整課長

財務部 武本主計課長、今野調達管財課長

国立競技場運営調整課 齋藤課長

国立スポーツ科学センター・ナショナルトレーニングセンター運営調整課 大海課長

（（独）国立美術館）

運営管理部 石垣部長、生島室長、岡専門職員

（事務局）

佐久間事務局長、関参事官、徳山企画官

(日本スポーツ振興センター関係者入室)

○榎谷主査 それでは、ただいまから「第46回入札監理小委員会」を開催します。

本日は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「スポーツ施設の管理・運營業務」と独立行政法人国立美術館の「東京国立近代美術館本館及び工芸館の管理・運營業務」の2件の実施要項(案)について審議を行います。

初めに「スポーツ施設の管理・運營業務」の実施要項(案)の審議を行います。

本日は、独立行政法人日本スポーツ振興センター総務部の高谷部長に御出席いただきありがとうございますので、業務の概要や実施要項(案)の内容等につきまして、20分ぐらいで御説明いただきたいと思います。それでは、よろしくお願いします。

○高谷部長 それでは、早速でございますけれども、私、総務部の高谷と申します。どうぞよろしくお願いします。

私の方から法人の概要を説明させていただきまして、総務部企画調整課長の河村の方から要項の概要を説明させていただきます。

それでは、法人の概要でございますけれども、参考資料1をごらんいただきたいと思います。

当センターは、スポーツの振興、児童生徒等の健康の保持増進、この2つをもちまして国民の心身の健全な発達に寄与することを目的として設立された法人でございます。

そのうちスポーツの振興の方でございますけれども、5つの枠組みの中の左側の4つがスポーツの振興の業務ということになります。

まず、一番左のピンクのところですが、国立競技場の運営及びスポーツの普及・振興に関する業務。

2番目ですが、国際競技力向上のための研究・支援業務。研究関連施設とナショナルトレーニングセンターという施設を持っております。この2つが今回の入札に係る業務ということになります。

そのほかには、スポーツ振興のための助成業務。スポーツ振興基金というのがございまして、そちらの方からのお金で助成をしております。それから、スポーツ振興くじの利益から助成をしている。

4番目になりますけれども、スポーツ振興投票業務。これはスポーツ振興くじトト、ビッグ等の販売業務でございます。

右端になりますけれども、災害共済給付業務及び学校安全支援業務でございます。これは、学校管理下における事故等に対しまして、児童生徒の医療費等について、災害共済給付を行っております。

めくっていただきまして、参考資料2番でございます。先ほど申し上げました国立競技場は、千駄ヶ谷にあります国立霞ヶ丘競技場、サッカーの大会等でおなじみでございますが、もともとは陸上競技場でございます。

それから、原宿にあります体育館、オリンピックの水泳とバスケットで使った会場でございます。代々木競技場、特徴的な建物でございますが、この施設でございます。

それから、スポーツ科学センター。これは北区の方にございますが、もともとは西が丘競技場といって、今もサッカー場が残っておりますけれども、生涯スポーツのモデル施設とし

て造ったものですが、その後、国際競技力の向上のための施設として生まれ変わっております。研究支援業務を行う国立スポーツ科学センターと、科学センターに隣接してナショナルトレーニングセンターを今、整備したところでございます。

こちらの業務を今回、民間競争入札を導入するという事で、国立競技場の施設では計52業者に委託しております。スポーツ科学センター、ナショナルトレーニングセンターにつきましては58業者、これを包括的に業務委託を行うということでございます。産業廃棄物の処理ですとか、科学センターの方につきましては、医療廃棄物等、特殊な業務を除きまして、これを一括して包括的に業務委託を行うということでございます。

施設単位としましては、千駄ヶ谷にある国立霞ヶ丘競技場、それから、少し離れておりますので国立代々木競技場が2つ目、国立スポーツ科学センターとナショナルトレーニングセンターは隣接しておりますので一緒にということで、3つの単位で包括的業務委託を行うということで予定をしております。

それでは、具体的内容につきましては、担当の方から説明をさせていただきたいと思っております。

○河村課長 私、総務部企画調整課長を担当しております河村と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

早速ではございますが、民間競争入札実施要項（案）の中身につきまして御説明を申し上げます。

今、御説明申し上げましたが、私どもは施設が幾つかございまして、施設ごとに入札の準備をしているところでございますが、実施要項作成に当たりまして、施設ごとの中での共通する部分につきましては、入札実施要項としてまとめました。また、個々の施設に関する事項につきましては、別紙の資料にまとめたという形にしております。後ほどまた詳しく御説明申し上げます。

それでは、早速ではございますが、実施要項の御説明を申し上げます。

まず、1ページでございます。1項目目に、今回の実施に当たりましての目的・趣旨。2項目目におきましては、入札の評価委員会を設置する旨を記載しております。3項目目につきまして、今、部長の方から御説明のありました3施設という単位で行う旨を記載しております。

この施設につきましては、2ページ目の中央部分②で「対象施設」と記載をしてございまして、アイウの3施設、国立霞ヶ丘競技場、新宿近辺でございます。国立代々木競技場は渋谷区近辺、国立スポーツ科学センターとナショナルトレーニングセンターは北区の西が丘近辺、この3施設の場所として実施を行いたいと考えております。

各施設の詳細、資料につきましては、17ページの別紙1に3施設の概要を少し触れております。

続きまして、24ページでございます。こちらには委託する業務の範囲を触れております。

併せまして、31ページ、法令上必要とする資格等を一連でまとめさせていただいております。

また2ページにお戻りをいただきまして「サービスの質」につきまして御説明を申し上げます。各業務におきます最低限満たすべき水準ということで、2ページ目の下の①から、3ページ目に入りまして⑧まで8項目用意しております。

①～④につきましては、基本的な業務に対する実施ということ。

⑤につきましては、快適な施設利用の指標となるものといったしまして、業務仕様書に示された業務範囲を行わなかったことにより生じる事故等ということで、その発生件数を示しております。

また、⑥～⑧につきましては、委託業務の実施状況の調査ということで、各利用者の方にアンケートをさせていただいて、その水準によって質の評価をさせていただきたい。

また、⑥～⑧につきましては、数字が「〇%」になっておりまして、大変申し訳ございませんが、現状まだここは準備ができておりません。早急にアンケート等を実施しまして、基礎データのものを収集して、ここに該当するものを準備したいと思っております。

また、アンケートの様式につきましては、ページが飛びまして大変申し訳ございませんが、83 ページ以降で、アンケート案という形で、幾つか、各施設のものを御準備しておりまして、もしよろしければ御意見等を賜ればと思っております。

また3 ページの方にお戻りをいただきまして、今、お話をしました「サービスの質」の①～⑧について最低限満たされなかった場合につきましては、中央部分(3)の①で、前記(2)が満たされなかった場合、改善策を受託事業の方に求めていきたいと考えております。

(4)で創意工夫の可能性を触れておりまして、4 ページでございますが、上から5 行目「(5) 委託費の支払方法」でございます。これまでは単価契約中心で行ってございました契約方式を、定型的なものは総価契約を基本とし、必要なものについては単価契約をするという形式にするということで、見直しを現在準備しております。それに伴いまして、委託費につきましては、総価契約方式、あるいは単価契約方式でのおおの算出されました合計額をお支払いするということを準備をしております。

また、契約方式の部分につきましては、24 ページの別紙2 で、先ほど業務のことを御紹介いたしましたが、左から2 項目目に*がついているものにつきましては、現状、単価契約を結んでいるものでございます。ここについては、まだ準備が間に合っておりませんので、既存の契約方式のものを御参考までに印つけをさせていただきました。

また5 ページにお戻りをいただきまして、業務の期間といたしましては、21 年～24 年の3 か年。3 行目のただし書きのところで、一部補正予算等に伴いまして改修工事的なことが急遽入る可能性がございます。そういう場合におきましての休業の可能性について触れております。

6 項目目が参加資格。

6 ページに入りまして、7 項目目に入札のスケジュール。入札の方法といたしましては、中央部分やや下(2)の「②企画書の内容」で、提案に対する企画をお出しいただくことになりまして、企画書につきましては、75 ページ、様式1～8 ということで、各実績内容並びに私どもの入札実施要項に対します御提案的なことを賜りまして、評価させていただきたいと思っております。

またページをお戻りいただきまして、6 ページ、7 ページとスケジュールが記載をされております。

8 ページ、中央部分やや下の評価並びに落札者の決定でございます。応募いただいた内容につきましては、必須項目並びに9 ページ目でございますが、加点項目での評価をいたしまして、それに対しまして、入札価格で割り戻します。中央部分の(2)の①の5 行目ぐらいで

ございますが、割り戻しました総合評価点に基づいて選定を行うという考え方になっております。

その評価表でございますが、32 ページの別紙 4 に案を添付しております。左からやや中央部分、配点部分のところがまだ空欄になっておりまして、準備不足で大変申し訳ございません。本日につきましては、参考という形で添付をさせていただきました。こちらにつきましても、御意見等がいただければと思っております。

またページをお戻りいただきまして、10 ページに本業務に関する開示の事項ということで、34 ページ以降でございますが、別紙 5、6、7 ということで、各施設ごとにその経費の内容並びに稼働日数、実施状況等を転記させていただいております。

また 10 ページにお戻りをいただきまして、10 項目で施設の状況について触れておきまして、11 項目以降につきましては、契約条件等を記載しております。

あと、業務仕様書でございますが、大変申し訳ございませんが、こちらの方も準備が途中でございます。御参考までということで、国立霞ヶ丘競技場のものを御用意をいたしました。各事業をまとめたものでございます。

併せまして、代々木競技場並びに国立科学スポーツセンター並びにナショナルトレーニングセンターにつきましては項目だけ御用意しておりまして、ご参考にしていただければと思っております。

以上、大変簡単ではございますが、民間競争入札実施要項（案）の御説明とさせていただきます。

○櫻谷主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がある委員の方は御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。原委員どうぞ。

○原専門委員 契約形態の単価契約のところがすごく多いですね。24 からのところですが、単価契約の、ある種、単価まで明確にわかってすっきりしているよさというのわかるんですが、ただ、反面、単価契約であったり、そうでなかったりというのが、割と近い業務でも、あるものは単価契約で、あるものは違う的な感じがすごくするんですが、これは何か一定の基準とかがおありなんですか。

○河村課長 これは既存のものでございまして、これから一回整理をさせていただきます。考え方といたしましては、定型的なもの、日常清掃とか、日々行うものについては、総価的なことにまとめられるのではないかと考えております。

また、逆に私どもは、スポーツ施設、あるいは大会型施設でございまして、スポーツイベントがあった日は大きな清掃があったりとか、日によって異なる業務が生じます。この場合、年間計画に基づいて実施業者の方に金額を見積もっていただくということも当然起こり得るのですが、実施回数が実際には増減いたしますので、こういうものについては単価契約で実施の契約を結んだ方が双方よろしいのではないかと考えております。

○原専門委員 単価契約の場合の業者選定というのは、単価の金額の多寡で決まると、そういう形になるわけですか。

○河村課長 今回の場合、一連で募集をいたしますので、24 ページの業務の中で、総価として積算いただく項目と、単価として積算いただく項目とをもう一度整理をいたしまして、分けた中で、単価については 1 回幾ら的な表現で積算をしていただこうかと考えております。

○**原専門委員** どちらかというと、総価契約の方が増えてくるという感じになるんですか。

○**河村課長** 申し訳ありません。そこは今、整理中でございますして、繰り返して申し訳ございませんが、大会型施設でございますので、本来、そういう意味では単価契約的な要素が非常に多い契約形態を取っておりました。そこにつきましては今回、少し見直すということを準備しておりますので、これから準備をさせていただきたいと思っております。

○**原専門委員** なるべく工夫の余地が、柔軟性がある方がいいと思いますので、そこは是非お願いします。

○**河村課長** ありがとうございます。

○**樫谷主査** 単価といったときに、1回幾らということですね。例えば、代々木の体育館とかをテレビなどで見ていると、いっぱい入っている場合と、ちょこちょこしか入っていない場合があります。そういう場合でも1回は1回と、こういうふうに理解してよろしいんですか。

○**河村課長** 今、御指摘のとおりでございますして、こちらに私どものガイドを用意しておりますが、スタジアムであれば、国立ですと約5万人入るわけでございます。貸付に当たりましても、全部使う場合、あるいは客席を半分しか使わない場合等がありますので、そういう場合は当然、使用料も違ってまいります。少ない使用料であれば、私どものかかるコストも当然小さいので、そういう意味におきまして、業務範囲における単価的なものを複数決める形をこの間取ってまいりました。今回も年間の数量が増減する可能性があるものは、どうしても単価的方式を取らざるを得ないのではないかと考えております。

○**樫谷主査** こういうケースの場合は幾らというのは、そういう条件で、あらかじめ入札をするわけですか。

○**河村課長** そうでございます。もし仮に今のスタジアムの清掃であれば、この面積を清掃する場合は幾らということですよ。

○**樫谷主査** 面積で決めるわけですか。

○**河村課長** 面積というか、エリアで使用区分が変わっております。

○**樫谷主査** かなり細かく決まっているということですね。それは相手方が特定されていて、こちらから、そういうケースによって発注して、来てもらうということになるわけですね。

○**河村課長** そうでございます。実際であれば、この間ありますと、清掃業者さんを年間契約で特定いたしますので、その方に対しまして、私どもの事業の実施の状況にある意味では指示をさせていただいて、清掃であれば、そういうものを実施していただいているところでございます。

○**樫谷主査** 素人考えで申し訳ありませんが、そんなに細かくセンターの方が見て指示されているんですか。

○**河村課長** 先ほどお話ししました施設の貸出し業務でございますので、利用者の方が全部を使うのか、あるいは客席を半分使うのか、あるいは客席自体使わないのか的なことで使用料が当然変わってまいりますから、その時点で作業区分が明確に指示ができますので、区分けとして指示をしております。

○**樫谷主査** サッカーなどでも、満杯に入っている場合と、3分の1ぐらいしか入っていない場合とありますね。それでも、一応、全部使うとなったら同じ料金になるわけですね。

○**河村課長** そうでございます。

○**櫻谷主査** 単価のイメージがよくわからなかった。

渡邊委員どうぞ。

○**渡邊副主査** 質問が2つありまして、1つは要項2ページ目の「サービスの質」で、もう一つが5ページ目の「入札参加グループでの入札について」という点です。今日は初回ですし、細かいところはこれからという感じを受けましたので、余り細かい御質問をしようというよりは、少し整理をしていただく必要があるのかなと感じた点を、もしかすると私の誤解かもしれないので、伺っておきたいと思います。

まず「サービスの質」についてなんですけれども、サービスと一言で言ってしまうと、一体何を念頭に置いているのかがよくわからないところがあります。なぜかというと「サービスの質」のところに書いてある①～③までについては、発注されるセンターの方が監督する観点でサービスをどう見るのかというような、監督する側であるセンターに対するサービスみたいなものを念頭に置かれているような気がします。

④は、業務を履行することで、多分ここがサービスの本質なんだろうと思うんですけれども、具体的にやるサービス、そういう意味では本当に期待されているコアの部分のサービスで、どのぐらいのレベルなのかということ、仕様書に書いてあること、企画書に書いてあることというだけで、正直申し上げて、よく見えない。最低限というふうに書いておられるので、一番コアのサービスのところで何を求めているのかというのを明確にしないと、参加する事業者側も、何かよくわからないという感じがする。特に創意工夫をどういうところで発揮したらいいのかという目標が見えなくなるのかなという感じを持って、そこについてお考えを伺いたいなというのがあります。

あと、⑤のところも、すごく細かいことを申し上げると「設備の重大な支障及び人身事故が発生しないこと」と書いてあり、いずれか1つだったらいいのかと、何かすごいあら探しみたいな質問になってしまうんですけれども、これも結局、人身事故が発生しないことというのは、発生したら終わりという話なのか、どんなに頑張っても起きそうなことなのか。

例えば、清掃業務であれば、人身事故というのはSARSがはやるぐらいしかイメージが浮かばないんです。あるいは鳥インフルエンザなのかもしれないんですけれども、他方、ものすごく人身事故に近そうなサービスというのがあるのかもしれないですが、何となく抽象的に人身事故と突然言われると、こういうサービスについてはものすごくこれが重要でというような目標がよく見えないままに、何か抽象的になってしまうのではないかと。その辺りで、なぜ突然ここで人身事故というのがメルクマールに挙がっているのか教えていただけたらというのがあります。

あと、⑥⑦⑧はどちらかというと使用者に対するサービスみたいなものを念頭に置いてアンケートを書いておられるんだと思うんです。アンケートの場合の弱点というか、常時これをやられるのか、ある時期を決めてやられるのか。ある時期を決めてやるとすると、その時期だけ頑張って、ほかの時期は普通のまま流してしまうみたいなことが起きないのか。あと、アンケート項目がこれでいいのか。

それから、アンケートというのは、アンケートの回答者が割と真摯に向き合って書いてくれるという前提だと思うんですけれども、これだけの人員を念頭に置くとすると、流してしまう回答者、そもそも面倒だから出さないという回答者とか、全部○とか、全部×とか、有効回答みたいなものがどの程度なのかを念頭に置いたりしないと、アンケートとサービスの

質はなかなか結びつかないと思うんです。

そういう意味で、いただいているリストが、何となくそれぞれグルーピングできるのかなという気はするものの、一体何のサービスに着目して、そういう観点で、これがマストなのか、このレベルが必要なのかというところの具体的なイメージが浮かばないところがあるので、そういう観点からもし御説明いただけたらありがたいというのが1点目です。

もう一つの入札参加グループのところは、大きな言い方をしてしまうと、確かに何社かで組まないと入札に参加できないというところは当然あるかと思うので、こういう規定を設けられること自体はすごくいいと思うんですけれども、できると言った後、では、その人たちの関係はどうなるのか。例えば、責任の所在というか、委託費の支払いについては、グループでやってきたときにはどういうふうにやるんだとか、もっと端的に言えば、何かアクシデントが起きたときにセンターはだれの責任を追及するのか。連帯責任になるのかどうかとか、そこをものすごい詳細に詰めるというのは難しいかもしれませんが、共同でできるというふうに言う以上は、共同で実際に出してきたところが落札したら、そことどう運営していくのかという観点がもう少し入らないと、具体的にどうワークするのかよくわからないというのがあって、今、もしグループで入ってきたらどうするということでお考えがあるのであれば教えていただけたらと思います。何かたくさんのことを一遍に申し上げてしまっただけで済みません。

○河村課長 いろいろ御指摘ありがとうございます。準備不足もございまして、大変申し訳ございません。御説明できる範囲で御回答申し上げまして、不足のところはまた持ち帰らせていただければと思っています。

まず「サービスの質」のところでございますが、①～④につきましては、その業務の実施をしていただく上での対センターに対する報告の部分ということでは、御指摘のとおり思っております。④のところは非常にわかりづらいという御指摘でございましたので、ここには工夫をさせていただきたいと思っております。

⑤でございます。「サービスの質」という1つの水準の中に何か数値的なものを少し入れていきながら事業者さんにわかっていただいた方がいいだろうという観点の中で、⑤につきまして事故的な要素を触れたところでございます。何を想定しているというわけではございませんが、指定いたしました業務を滞りなくやっていただくということを1つの目的としたときに、こういう事故的なことを表現をいたしました。

人身事故という面では、利用者等も多数おりますので、そういうことも含めて人身事故という表現を使いましたので、ここはもう一度、適切な言葉については検討させていただきたいと思っております。

⑥～⑧のアンケートでございます。これについては、現在準備をしているというのが正直なところでございます。イメージといたしましては、ある一定期間を定めまして、年間1～2回程度実施をして、今回でいきますと3か年でございますので、3か年やりながら比較、分析できるような形で、先生が御指摘の年間ということよりは、期限を決めて的なることを今、想定をしております。

項目が変わりまして、5ページ目のグループでの入札の件でございます。御指摘のとおり、今回、私ども的には大規模な業務範囲になるのかなと思います。その意味合いといたしましては、清掃とか、あるいは機械保守とか、多分野にわたる部分で業務内容となっております。

ので、私どもが言うのは大変僭越ですが、1つの企業さんでは大変難しい要素がおりかなと思います。現実的には、グループ化、あるいは下請化、いろんな表現があるかと思うんですが、そういう形が考えられますので、普通であれば1つの企業さんにと限定するのは大変難しかろうという中で、グループというのを1つ前提として、項目として挙げたところでございます。

ただ、先生御指摘のとおり、グループを認めた分、それに対する責任部分、これは実際には契約書等に影響するかと思いますが、これについてはもう少し私どもも研究をさせていただいて、補強してまいりたいと思っております。

○榎谷主査 よろしいですか。

○高谷部長 1つの建物を管理するというだけではなく、グラウンドの整備をしたり、本当に多様な業務を委託しますので、1つの業者さんでは明らかに無理なんです。ですから、責任の所在ですとか、その辺についてはもう少しよく研究していきたいと考えております。

○榎谷主査 どうぞ。

○渡邊副主査 今の点に関連して、ここで「入札参加グループ決定に関する協定書（またはこれに対する書類）を作成すること。」となっていて、別にこれが悪いというわけではないんですけれども、これはあくまで参加する人たちの内部関係の協定書のお話ですね。これを中途半端にというか、とりあえずつくりなさいというだけでは、対センターとか、対第三者に対する責任というのは全く言う意味のある責任の所在ということにはならなくて、逆にこういうのをつくって出してもらおうと、あたかも内部的に決めた内部分担が承認されたような、そのまま受け入れたようなことになってはいけないんじゃないかと思いますが、その辺りの法律関係というか、契約関係をもう少し精査されて、私が言うのも変ですが、内部関係で第三者が大きな影響を受けないように考えられた方がいいんじゃないかなと思います。

○高谷部長 どうもありがとうございます。

○榎谷主査 どうぞ。

○岡本専門委員 私の方は1点だけ、スケジュールなんですけれども、先ほど1社だけではなかなか難しいというお話があったときに、入札の公告から始まって、大体1か月単位で決まっていくようなイメージを持ったんですけれども、これは十分なんでしょうかというのが気になるんです。何らかの根拠があってこういうスケジュールを出されていらっしゃるのかどうか、その辺りを教えていただきたいんです。

○今野課長 日程につきましては、一応、政府調達の日程に合わせてつくってございます。ただ、これは最悪なんですけれども、応札者がなかったり、あるいは入札公告を出したけれども、なかなか落札という形にいかないで、例えば、再度公告をするとかとなると、正直言って、日程的にはちょっと厳しいかなという見方はしております。

○岡本専門委員 わかりました。

○榎谷主査 私の方からよろしいですか。46ページ、情報開示との関連なんですけど、施設の稼働日数、それから、イベントの全体的なスケジュール感、大体どの程度の業務量があるのかということは、このスケジュールはいつごろ決まるんですか。例えば、室内水泳場はほとんどフルに開いているという感じなんですけれども、体育館は、17年度は結果は236日、205日、148日と、かなり増減があります。第二の方は、296、103、200で、これもかなり増

減がある。もう一つの 57 ページの方は年じゅう開いているところが多いんですが、それ以外の新しいところとか、大体どの程度の稼働を想定したらいいのか。あるいは、営業活動という表現がいいのかどうか分かりませんが、148 日ではなくて、もっと営業していったって、200 日ぐらい取っていくとか、そんなようなことについては、この中ではどういうふうな考え方で整理をされているんでしょうか。来たものだけを受け付けるという話なのか。

○高谷部長 46 ページの第一体育館、第二体育館の稼働日数にかなりでこぼこがございますけれども、主に工事の関係です。特に 18 年度、19 年度、アスベストの関係で施設を完全に封鎖しましたので、その関係がかなり影響しております。完全に施設を封鎖してということになれば、もうちょっと安定的な稼働日数ということになります。

○樫谷主査 これは、そういうふうに書いていただいた方がいいかもわかりませんね。

○高谷部長 そうですね。その旨、注釈をつけさせていただきます。

○樫谷主査 それから、57 ページの方の、まだ新しいものもあるんですか。19 年度の実績が 88 日とか書いてあるんですが、これはまだ新しいからですか。

○高谷部長 そうですね。18 年度は 3 か月しかやっておりません。

○樫谷主査 これは、平成 20 年度からは 365 日とか 366 日という意味なんですか。

○高谷部長 そうです。これは毎日やっておりますので、フル稼働ということになります。この 81 日というのも、オープンした日からフルに稼働しているということになります。

○樫谷主査 そうすると、これは個別発注ではなくて、包括的な発注が可能だということですか。そういうこととは違うんですか。大体、業務量がコンスタントに、トータルとしてあるんですか。

○高谷部長 これはコンスタントにあります。

○樫谷主査 コンスタントにあるということは、ある程度包括的な発注も可能だということですか。

○高谷部長 はい。

○樫谷主査 競技場の方は、体育館ですか、これも見ると、そういう例外的なものがなければ、そんなに業務量に差がないと見るんですか。どう見たらいいのか、ちょっとよくわからないんです。

○今野課長 国立競技場であるとか代々木の体育館というのは、イベントの内容で大分違ってきますので、単に日数だけで見ますと、内容によって違ってくるので、どうしても単価的な要素が出てきます。

ただ、科学センターとナショナルトレーニングセンターは大体同じような使われ方をしていますので、それについては総価でできるかと思っております。

○樫谷主査 もう一つ、ちょっと気になっているのは、先ほど渡邊先生から御質問があった人身事故の件です。例えば、ここはサッカーもできますね。どこか外国との試合をやっている、すごい乱暴な外国人が来たとか、警備員はだれが対応するんですか。例えば、この国だったら警備員が 100 人いなければいけないとか、それはだれの責任で、どういうふうに行っているんですか。

○河村課長 基本的に、施設は私どもが管理しておりまして、今のサッカーでいけば、サッカー協会さんが施設をまず借りるという立場になります。当然、行事、イベントということですので、消防申請とか、警察に申請をするような形になります。

○**榎谷主査** それはこのセンターがやるわけですか。

○**河村課長** いえ、主催者がやります。

○**榎谷主査** 主催者がやるわけですか。

○**河村課長** それに応じまして、消防とか警察から警備状況の指示等がありますので、当日の大会に属する一切の費用については、主催者の方が御準備されます。

○**榎谷主査** そういう警備の方は全部主催者が持って、ここで言う警備というのは、ふだん、そういうことをやっていない日の、施設そのものの警備ということですか。

○**河村課長** そうでございます。

○**榎谷主査** それはそんなに振れないわけですね。

○**河村課長** そうでございます。

○**榎谷主査** 後の掃除も主催者がやるわけですか。

○**河村課長** 掃除は私どもがやります。

○**榎谷主査** 掃除はこちらがやるわけですね。

○**河村課長** ですから、日常的な範囲のものと、イベントで連動するものとが若干混在しておりまして、そういう意味における単価契約的な要素が残らざるを得ないというところでございまして、若干まだ整理が不十分でございます。

○**榎谷主査** 仕様書とか、そういうのを見れば、大体そういうようなイメージはわかるんですか。見積もりをするときにそういう情報が入っていないと、プロは見たらわかるのかもわかりませんが、そういう情報で見積もらなければいけないわけですね。そういうのは、どこをどう見ればわかるんですか。

○**河村課長** 仕様書の中に項目を分けるようになるかと思います。日常的な警備とか、清掃とか、あるいは大会的な清掃とかいう表現で、エリアとか業務範囲をお示しをするということになるかと思います。

○**榎谷主査** 情報開示の中で、今、そういうデータがあるのかどうかわかりませんが、同じ200日使ったとしても、満杯で使ったのが何日ぐらいあって、ちょろっとしか使わなかったのが何日あるとか、そういう情報は取っていらっしゃらないわけですか。

○**河村課長** それは積算可能でございますので、御提供は十分できるかと思います。

○**榎谷主査** 見積もりのベースになるようなものが情報としてあれば、なくてもできるのであれば問題ないんですが、総量をつかむ、全体の量をつかむという意味で、何かあった方がよければ、やっていただいた方がいいのかなと思うんです。

基本的に、営業活動というんですか、呼び込みは、向こうがお願いされるだけで、こちらから積極的に、ほかでやらないでうちでやってくださいというようなことは、オリンピックの招聘みたいなことはやらないわけですか。

○**河村課長** 私どもセンターがでございますか。

○**榎谷主査** はい。

○**河村課長** 今はこういう時代でございますので、競合施設もございますから、センター独自といたしまして、一部行っております。

○**榎谷主査** サッカー協会に行って、できればうちでやってくださいということはやるわけですね。

○**河村課長** はい。

○**樫谷主査** その業務は、今後はセンターの方でやるということですね。

○**河村課長** そうでございます。指導監督業務と、そういうおつき合いとか、状況に必要なものがありますので、それは私どもがやらせていただいて、私どもをサポートする形で全体の業務については、こういう事業者さんをお願いをしたいと考えております。

○**樫谷主査** 呼び込みについては、責任は業者さんはないということですね。

○**河村課長** そうでございます。

○**岡本専門委員** ちょっとお聞きしたいんですけれども、先ほどの「サービスの質」のところで今後という話が出てまいりました。落札者を決定するときの基準なんですけれども、32ページから33ページですか、ここはまだ変わるということですか。

○**河村課長** そうでございます。大変申し訳ないんですが、参考までにというところで、こういう準備を今、しているところでございまして、できれば、もし御意見等が賜れば、この場でいただければと思います。

○**岡本専門委員** 「サービスの質」をもう少し精査されてくると、例えば、2.3.3というところは大きく、もうちょっと具体的になってくるとか、そういうイメージを持てばよろしいんですか。例えば「2.3業務仕様書の内容に対して行う提案」を細項目として、ここがもう少しブレークダウンしたような基準が出てくるようになるのでしょうか。あるいは、これはこのままにしておいて、サービスの質に求める内容はどういうふうになるんですか。

○**今野課長** これについては先ほども御説明したように、今後もう少し詰めていくということになると思います。

○**岡本専門委員** では、今はここは余りぎりぎり質問してもしょうがないということですね。わかりました。

○**河村課長** もし御参考に御意見がいただけるのであれば、いただければと思うところでございます。

○**樫谷主査** どうぞ。

○**渡邊副主査** 今後ということだったので、私自身もまだ具体的なイメージが湧かないこともあって、なかなかこうしてくださいとは申し上げにくいんですが、④のところが恐らく、先ほど申し上げた期待するサービスのコアの部分です。それで、特にインセンティブを設けていないということは、一体どこに創意工夫を働かせてもらえるのかという観点から言うと、入札時の企画書というか、こういう内容で、単にセンターから言われた仕様をそのままやるのではなくて、まさにこういうところをこういうふうにやったら、すごくいいレベルの業務ができるんじゃないかという、変更後というか、企画書で提案に基づき変更された内容を含む業務仕様書というところだと思うんです。

そうだとすると、このところこそ相当、入札時でいいことを言ってもらい、あるいは決まった後でもいいんでしょうけれども、もともとそういう提案を出せるようなところに入ってもらわないと、これだけだとサービスの質が全然決まらないことになると思うので、そういう観点で恐らく選択の基準というか、落札の基準を見ないと、言われたことだけやって、価格だけ安くやって、そこに最低基準と書いてあるものですから、言われたことを安くやって事足れり、マルというようなことになっては、これだけの企画を立てていただくことが無駄になるといけないので、そういう視点で見ていただく、あるいは最低満たすべき基準だけではなくて、もうちょっと頑張れば、決まった後に頑張れば、もうちょっといいことがある

というアプローチを取るのか、そこはすごく基本的なところだと思うんです。決まるまでに頑張ってもらえるのか、決まった後にも頑張ってもらえるのかという観点でもう少し見ていただけるといいかなと思います。

○河村課長 ここにつきましては、私も説明が足らなかったところがございますが、加点的な要素は大変重要かと考えておまして、新しい御提案、私どもだけではなかなか新しい部分がありませんので、今回を契機に、そういう御提案は大変重要かと考えております。

○樫谷主査 今の 32、33 ページの評価表の関係なんですけど、例えば「2.1 業務実績」で業務運営と保守管理業務、警備業務、清掃業務、環境衛生等管理業務とあるんですけど、それぞれ経験があるかないか、類似のものがあるかないか、実績なしといったものですが、例えば、全部やっていらっしゃるところは多分ないということなんでしょうけれども、運営業務が非常に強いところが、1、2、3、4、5 社と組めば、全部実績があることになります。ところが、2 つはあるんだけど、ジョイントではなくて、こういう形ではなくて、発注という形でやりたいということは、実績がないという形になっていくんでしょうか。

つまり、全体のマネージメントをすることが大事なのであって、どの業者を使うかというのはマネージメントの中で判断すればいい。初めから組んでいないと、あるなしということであれば、ましてや 100 と 50 の差になってしまいますので、明らかに差がついてしまうというような懸念が、これを見ただけでは感じられるんです。

例えば、1 人が請け負って、どういう構築をしていくか、あるいはジョイントでやるのと、力があるところが有利になるようにしていただかないといけないかなと思うので、これだけでは、ない、ない、ないが幾つか続くと、0 点、0 点、0 点になって、明らかに差がついてしまうことになりかねないかなという感じがちょっとしたので、そういうことを申し上げたいと思います。

それから、配点も、100 と 50 と 0 というのは、かといって、どうつけるかというのはまた難しい話なんですけれども、実際、採点を見たときに、いい、悪い、だめというぐらいならばできるんですけど、100 点と 98 点とどう違うんだと言われたら非常に難しいんですけど、そういう細かなことまでは言いませんけれども、もう少し、3 段階でいいのかどうか、その辺も御検討いただけたらと思います。

○渡邊副主査 1 点、すごくテクニカルなお話で恐縮なんですけれども、やはり共同参加の例の場合で、共同で参加するときは、単独とか、ほかのグループに入っていることができないという規定を設けておられて、これは恐らく、全部加わって、自分は必ずどこかで落とすみたいな事態を防止したいというお考えだと思うんですけど、下請を完全に自由にしてフリーにしてしまわれると、多分、ここに書かれたことが事実上潜脱されてしまうので、そういう意味では、なぜこういう規定に入れられるのかという理由によってなんですけれども、下請を全くフリーハンドで認めることがいいのかどうかとか、若干テクニカルですが、そういうところも御検討いただけたらと思います。

○今野課長 その件については、相当いろんな業種が、多種にわたっていますので、どこまでその辺を規制、余り規制し過ぎてしまうと、今度は本当に抱え込んだところしかできないみたいな事態になっても困るものですから、御指摘どおり、その辺は今後もう少し詰めていく必要があるかなと思っております。

○樫谷主査 確かにトータルの見積もりというのは難しいかもわからないですね。そういう

意味では、単価という意味もわからないわけではないですけれども、できれば、もうちょっと包括的なものが、トータルが読めれば、多少出っ張り、引っ込みがあってもいいんですけれどもね。こっちの方の J I S S ・ N C C とありますね。これ以上は確かに、当たり外れという表現がいいかわかりませんが、いろいろありますね。

○渡邊副主査 1点よろしいですか。多分、単価方式をすごく突き詰めていくと、こちらの方は若干高いんだけれども、トータルコスト的に見たときに、すごく効率のいいやり方ができるという事業者が抜けてしまう可能性があると思うんです。一概にどっちがいいかというよりは、そういうふうな可能性というか、私はそういう意味では、多少こっちで価格的に上になったとしても、トータル的に見たときに安く効率的にやってくれる、しかも質が一定のレベルという方がいいと思うものですから、いろんなところで単価を設定してやっていると、そういうところが次々はじかれてしまわないかなというのがむしろ気になっていたので、できれば、総価に近い形で推進していただいて、計算の方法として、さっきお話のあった、例えば、半分しか入らないものを全体と同じようにカウントするというような不合理なことがないような修正というんでしょうか、そういうふうにやっていただいた方が、いいところが落札できるのかなという気がいたしました。素人考えで恐縮ですが、お考えいただければと思います。

○樫谷主査 それから、同じ業務でも、イベントがあったときにやる業務と、日常的にやる業務とありますね。日常的にやるものは、同じ警備業務でも一括的にやるということなんですか。

○高谷部長 はい。

○樫谷主査 今でもやっていらっしゃるわけですね。

○高谷部長 はい。

○樫谷主査 イベントのときだけのものは、別途また単価契約しているということですね。

○高谷部長 そういうことになります。

○樫谷主査 一概に警備業務だから単価とは限らないということですね。

○高谷部長 はい。清掃に関しましても、御指摘のとおり、全スタンドを使ったからといって1万人しか入らなかった、あるいは5万人入って紙吹雪をばんばんまいたというのは全然作業量が違うと思います。そういう意味では、総価というのが、もしできれば、そこに業者さんの創意工夫の余地がなくはないかなとは思いますが。いずれにしましても、イベントが増えれば増えるほど業者さんに不利になります。

○樫谷主査 包括だと、むしろイベントがない方がいいわけですね。

それでは、実施要項（案）につきましては、まだ整理すべき論点が相当残っておりますので、センターにおかれましては、今回の審議を踏まえまして、次回の審議までに事務局と鋭意調整、検討いただきますように、よろしくお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項とか、確認したい事項がありましたら、事務局までお寄せいただきたいと思います。事務局の方で整理していただいた上で、各委員に送付して下さい。よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○高谷部長 どうもありがとうございました。

（日本スポーツ振興センター関係者退室）

(国立美術館関係者入室)

○榎谷主査 続きまして、東京国立近代美術館の管理・運營業務の実施要項(案)の審議を行います。

本日は、東京国立近代美術館の運営管理部、石垣部長に御出席いただいておりますので、業務の概要や実施要項(案)の内容等につきまして、20分程度で御説明をお願いいたします。

○石垣部長 わかりました。よろしいでしょうか。石垣と申します。よろしくどうぞお願い申し上げます。

お手元の資料でございますが、まず「民間競争入札実施要項」が1部。別添資料1といたしまして「仕様書」。別添資料2といたしまして「落札者決定基準書」。別添資料3といたしまして「既存業務関連資料」。別添資料4といたしまして「様式集及び記載要領」。全部で5種類の資料があるかと思えます。これに基づきまして御説明させていただきますので、よろしくどうぞお願い申し上げます。

まず実施要項でございますが、開いていただきますと、最初に「目次」そして「趣旨」がございます。こちらの一番下を書いてございますとおり、東京国立美術館本館及び工芸館の管理・運營業務について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項を定めるということになってございます。

1枚めくっていただきます。2ページ目になります。「本業務の内容及びその実施に当たり確保されるべきサービスの質」というところがございます。

「(2) 本件業務の内容等」ということで、管理・運営の対象施設と規模をこちらに記載してございます。

まず、東京国立近代美術館本館でございます。北の丸公園の中にございます。ちょうど竹橋を渡りましてすぐのところでございます。施設概要を御説明申し上げます。

東京国立近代美術館でございますが、もともとが昭和27年に京橋にございました旧日活本社ビルを購入いたしまして、そちらで開館した、我が国最初の国立美術館でございます。

昭和44年、ブリジストン美術館の創業者でございます石橋正二郎さんから建物の寄附をいただきまして、現在地、千代田区北の丸公園の方に移転し現在に至っています。

また、平成11年から増改修を行いまして、平成13年竣工、平成14年1月からリニューアルオープンという形で活動を進めてございます。

敷地でございますが、6,107平米でございます。環境省及び日本道路保有債務返済機構より使用承認という形で使わせていただいているものでございます。

○榎谷主査 道路公団のことですか。

○石垣部長 首都高でございます。

それと、建物延床面積が約1万7,200平米でございます。そのうち、展示室、美術館でございますので、展示室が主になりますが、その面積が4,800平米でございます。

建物の構造が地上4階地下1階ということで、地下1階につきましては、主に収蔵庫、機械室になってございます。1階につきましては、主に企画展、これは自ら行う自主企画展、それと新聞社等々で行います共催展を実施するスペースになってございます。2階～4階が主に所蔵作品を展示するスペースでございます。

19年度でございますが、所蔵作品展につきましては、5回の展示作品の入替えを行いまし

て、約 17 万 7,000 人、企画展につきましては、延べ 7 本の展覧会を行いまして、27 万 8,000 人、合計 45 万 5,000 人の入館者がございます。

引き続きまして、東京国立近代美術館工芸館でございます。工芸館は、昭和 52 年に開館いたしました。しかしながら、建物は明治 43 年に建てられました近衛師団の司令部庁舎を改修して使わせていただいているという状況でございます。

なお、この建物につきましては、昭和 47 年に重要文化財に指定されています。

敷地は、こちらに書いてございますとおり、環境省より使用承認されているものでございます。

延床面積は 1,900 平米でございます。そのうち展示室面積が約 700 平米でございます。構造は地上 2 階で、1 階部分が主に収蔵スペース等々に、2 階が展示室でございます。

19 年度におきましては、所蔵作品展につきましては、2 回の展示作品の入替えを行いまして、約 2 万 8,000 人、企画展につきましては、延べ 3 本の展覧会を行いまして、約 3 万 8,000 人、合わせまして 6 万 6,000 人の入館者がございました。

次に「本件業務の実施内容」でございます。別添資料 1 の仕様書をごらんいただきたいと思います。1 枚めくっていただきますと「民間事業者の業務範囲」ということで、こちらの方に詳しく書かせていただいております。

まず初めに、統括管理業務でございます。それと、建築設備維持管理業務が 16 項目に分かれてございます。それと、清掃業務、廃棄物処理業務。環境衛生管理業務は 8 項目に分けてございます。

1 枚めくっていただきますと、植栽管理業務が 1 つ、運営支援業務ということで 2 項目挙げさせていただいているところでございます。

以下、各個別業務の仕様書になってございます。こちらの仕様書では、対象施設ですとか業務内容、更には業務の実施時期、または時間、達成水準、業務体制等々につきまして、こちらで一括仕様書という形にまとめさせていただいたところでございます。

実施要項の 3 ページ目に戻っていただきたいと思います。次に「本件業務の実施に当たり確保されるべき質と評価の指標」ということで、大きく 2 項目挙げさせていただいております。

まず「包括的な質の設定」ということで、2 項目挙げさせていただいております。

まず、品質の維持及び安全性の確保という項目から、要求事項としましては、安定サービスを提供すること。評価指標としましては、一時閉館を伴うような重大な業務瑕疵がないこと。要求回数は 0 回でございますが、こんなことがあってはならないよということにしております。

それと、快適性の確保でございますが、こちらにつきましては、施設を衛生的かつ快適な環境に保たれていることということで、別添資料 1 「仕様書」の最後の 2 ページをごらんいただきたいと思います。観覧環境に関するアンケートを実施させていただきまして、そのの不満足度といったものを 1 つの基準とさせていただこうと思っています。この快適性の確保でございますが、質問 2 にございます「本日は、快適にご観覧いただけましたでしょうか。」という設問に対しまして、3 つの回答を用意してございます。そのうちの「快適に観覧できなかった」というものを標準としまして、要求水準は 15% 以下という形で使わせていただこうと思っています。

併せまして「個別業務の質の設定」です。これも基本的にはアンケート調査に基づいて、そちらの評価指標なり要求水準というものを設定してございます。例えば、館内及び外構清掃業務につきましては質問4に基づくもの。植栽管理業務につきましては、質問6に関するもの。会場管理業務につきましては、質問8に対応させていただくというようなことで考えてございます。

また実施要項（案）の方に戻っていただきたいと思います。併せまして「モニタリングの実施」ということで、大体年1回を考えてございます。

次が6ページでございます。「本業務の実施期間及び委託費の支払」ということで「本件業務の実施期間」でございますが、21年度、22年度、23年度の3年間としてございます。

「委託費の支払」につきましては、四半期ごと。

なお「委託費の変更」につきましても、両者が合意した上で変更できるような形になってございます。

次の7ページでございますが「民間競争入札に参加する者に必要な資格」ということで、まず（1）は、1社で賄えない場合の共同事業体につきましても参加することを認めているところでございます。

（2）につきましては、参加の要件でございます。まず①独立行政法人国立美術館契約事務取扱細則第5条及び第6条の規定に該当しない者であることという規定でございますが、事務取扱細則第5条に、一般競争に参加させることができない者ということで、未成年者、被補佐人、または被補助人等であって、契約締結のための必要な同意を得ていない者等々を除きというような規定がございます。併せまして、第6条で、履行に当たって故意に工事もしくは製造を粗雑にしたとか、そういったものが判明して2年間たっていない者というような規定がございます。これらの者を除くことにしております。

それと、文部科学省の競争参加資格の「役務の提供等」のA B C D、そもそも参加資格につきましましてはA B C Dしかございませんので、その範囲としてございます。

それと、建築設備維持管理業務を担当する者につきましましての要件を、こちらの方で示させていただいているところでございます。

以下、8ページ、9ページにわたり参加資格、または要件を明示させていただいているところでございます。

次に、10ページでございます。「民間競争入札に参加する者の募集」ということで、まず「（1）民間競争入札に係るスケジュール」を記載させていただいてございます。

入札公告が11月下旬ごろを予定させていただいてございます。入札参加資格表明書の提出期限は今年の12月、第一次審査を12月、第二次審査を年明けの2月という形で、最終的に落札者の決定につきましては、21年、来年の2月と考えてございます。

落札者の決定基準につきましては、別添資料2をごらんいただきたいと思います。「落札者決定基準書」でございます。

1枚めくっていただきますと「事業者選定の概要」ということで「事業者選定の方式」でございますが、提案内容及び入札価格の審査によって落札者が決定する総合評価落札方式を採用させていただこうと思っております。

「審査及び落札者決定の手順」でございますが、1枚めくっていただきますとフロー図が付いてございます。これに基づきまして御説明申し上げます。

まず、第一次審査でございますが、これは入札参加資格の確認ということで、まず入札参加資格を満たしているかどうかの確認をさせていただこうと思っております。それに合格した者については第二次審査に行くということで、第二次審査でございますが、提案審査という形にさせていただいております。項目としましては3つございます。価格審査、基礎項目審査、加点項目審査、それらを総合的に判断いたしまして落札者を決定していくというような形でございます。

それと、この審査に併せまして、3ページ目の上にございます「民間競争入札等評価委員会」を設置させていただくことにしております。

3ページ目、4ページ目につきましては、第一次審査の方法、第二次審査の方法につきまして書かせていただいております。

6ページ目の「落札者の決定」でございますが、総合評価値が最も高い提案をした者を落札者として決定することにしてございます。

なお、入札不調になった場合には、入札予定価格変更、資格基準の変更、仕様書の変更等を行い、再入札を行う予定とさせていただいておりますが、これは今までほかでやってきましたものを参考にさせていただいております。

ただ、先ほど申しましたとおり、入札のスケジュールが非常にタイトということがございます。したがって、恐縮でございますが、2ページ目のフロー図をごらんいただきたいと思っております。

価格審査、基礎項目審査、それと加点ということで、まず価格審査を先にとということなんですが、この表ではそういう形になってございますが、ここにございます3項目を同時に行わせていただく。実質的には基礎項目審査、加点項目審査を行った上で、それに合致した者を価格審査という形でやらせていただく方が、より効率的に、またはスムーズに進むのではないかという意見もございます。その点につきましても、御意見を賜ればと思っております。

○岡本専門委員 今のは、フローが変わるということですか。

○石垣部長 他の状況やスケジュールを考えますと、3項目を同時並行で行う方がよろしいのではないかという思いもございます。それにつきましても御意見を賜ればと思っております。

入札実施要項に戻っていただきたいと思えます。12ページでは、先ほど申しました官民競争入札等評価委員会の設置等々につきまして明記しております。

13ページでございますが「本件業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示」ということで、恐縮でございますが、別添資料3をごらんいただきたいと思えます。「既存業務関連資料」という形で、今まで行ってきました、17年度、18年度、19年度の当該業務の実施に要した経費等々をこちらの方にまとめてございます。

まず、1枚目でございますが「従来の実施に要した経費」ということで、17年度が1億9,100万円、以下、18年度が1億9,300万円、19年度が1億8,600万円という形になってございます。

これの詳しい内容につきましては、1枚めくっていただきますと、別紙1がございます。項目ごとに幾らで契約したのか等々を、すべてこちらの方に挙げてございますので、こういったものを公表していくという形にしてございます。

それと、美術館でございますので、展覧会に入館者数によって、繁忙、または閑散というところも若干出てくるところがございます。したがいまして、別紙2に同じく17年度、18年度、19年度に実施しました展覧会ごとの開催日数、それと入館者数を整理させていただいております。これも併せて公表する予定でございます。

もう一枚めくっていただきますと、別紙3ということで、17年度から18年度、19年度までのアンケート調査です。先ほどは、施設につきましては3段階の評価だったんですが、これは主に展覧会を中心を取っているものですから、一概に比べることはできませんが、一応、これまでもこういった形で、5段階でございましたが、取ってまいりました。先ほど申しました3段階の3の部分は「あまり良くない」または「良くない」というものを足したものだいうふうに御理解賜れば、大変ありがたいと思っております。

3枚ほどめくっていただきますと、別紙4がございます。「従来の実施方法等」で、そちらの方も併せて、今まで行った実績という形で公表させていただこうと思っております。

実施要項にお戻りいただきたいと思えます。以下「民間企業者が使用することができる財産等」につきまして、または個人情報の管理、再委託の禁止、損害賠償、その他実施に関して必要な事項等々をこちらの方に、基本方針にのっとりましてまとめさせていただいているという状況でございます。

私どもの方からは以上でございます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

○榎谷主査 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御意見、御質問ございましたら、よろしく願います。

イメージがちょっとつかめなかったんですけれども、近代美術館本館と工芸館のうち、展示とか受付とかありますが、あれは除くわけですね。切符を切ったりする人がありますね。

○石垣部長 展覧会の企画、企画に伴う業務、例えば、展覧会ごとに展示場の構成を変えるという作業がございますが、これは除く。ですから、今、お話がございました受付ですとか、そういったコアの部分につきましては、別添資料1の仕様書の2ページ目に、運営支援業務ということで、会場の管理業務になります。

○榎谷主査 会場の管理業務というのはここにあるわけですね。

○石垣部長 そうでございます。

○榎谷主査 会場管理というと、例えば、いたずらしないように見ていらっしゃるような方がいらっしゃると思いますが、ああいう方も入るということですか。

○石垣部長 恐縮でございます。別添資料1「仕様書」の48ページをごらんいただきたいと思えます。ただいま主査からお話ございました関連でございますが、ここに運営支援業務という形で、会場管理業務ということで整理させていただいております。48ページ中ごろでございますが、会場管理業務というのがございます。（A）に看士業務というのがございます。これは、展覧会に行きますと、各ポジションに看士の方がいらっしゃいますが、その話でございます。（B）は発券業務でございますので、チケットの販売等々はこちらでやる。それと出札業務は、よくもざりと言っておりますが、券を半分にちぎる。それと受付業務等々。こちらの方にまとめてございます。

○榎谷主査 わかりました。

ほかにいかがでしょうか。

○渡邊副主査 ほかでも申し上げたので、事務局と具体的にはお詰めいただければいい内容だと思うんですが、まず、共同で参加する場合。共同で参加することができるというのはいいことだと思うんですけども、共同で受注した場合の責任の所在とか、どういうふうに運営されるのか、その部分を、もし今、もうお考えがあるのであれば教えていただきたいというのが1つです。

それから、下請をどういうふうにされるのかというので、お考えがあれば教えていただきたい。これは共同で受けることとの関連で、下請をフリーハンドにしまわれるのか、あるいは共同企業として最初から出してくださいということを念頭に置いておられるのが1つです。

3番目が、アンケートでいろいろ水準を検討されるということなんですが、定期的にやられるのか、通年でやられるのか。アンケートの時期によってぶれたり、アンケートの回答者によってぶれたりすることがあるような感じもありますので、そういうふうな点はどういうふうに運営をお考えなのか教えていただけたらと思います。

○石垣部長 まず、アンケート調査でございますが、これは定期的に行う部分と、展覧会によって入っていただく人数が違いますので、そこら辺のところを見ながら実施するような形になると思います。ある美術館ですと、会期の最初の部分、中間、最後というようなやり方もしてございますので、そこらも勘案させていただきながら、回数、またはやり方を考えさせていただこうと思ってございます。

それと、先ほど先生から下請というお話があったかと思うんでございますが、実施要項の19ページで「再委託の禁止等」というところがございます。こちらである程度のことは防げるのかなという感じはしてございます。また、これ以外、何かいいお考えがございましたら、お教えいただければと思います。

○樫谷主査 よろしいですか。

○渡邊副主査 あと、共同で受ける場合の責任の所在とかについて、何かお考えがあれば教えていただきたい。

○石垣部長 済みません。そこまでは検討しておりませんので、また検討させていただきたいと思います。

○樫谷主査 岡本委員、どうぞ。

○岡本専門委員 私の質問は、先ほど部長さんがおっしゃったフローのところでございますけれども、ちょっと教えてください。「落札者決定基準書」の4ページの冒頭の「具体的な基礎項目は、別紙及び別添資料に示すとおりである。」の別紙というのはどれなんですか。

○石垣部長 申し訳ございません。4ページの今、先生の御指摘あった部分は、こちらの消し忘れでございます。

○岡本専門委員 ということは、今、資料としてはないということですか。

○樫谷主査 具体的な基礎項目は、別紙及び別添資料というのはないということですね。

○岡専門職員 こちらについては、下のところにありますアイウエオカキについて基礎項目審査を行うということで説明させていただいておりますので、具体的に別紙、別添資料というのは、こちらについては用意しておりません。

○岡本専門委員 でも、アイウエオカキというのは、それぞれの業務を書かれているんです

よね。基礎項目とは違うと思うんです。

○岡専門職員 こちらの業務について、基本的な考え方、業務実施方法について確認を行うことで基礎審査としたいということでございます。

○岡本専門委員 どう審査される、どう確認されるか、どういうことなんでしょうか。

○樫谷主査 統括管理業務だけで、具体的にはなければ、点数のつけようがないですね。ここは仕様書は付いていますか。

○生島室長 ただいまのご意見を伺いまして、この内容だとちょっとわかりにくいので、次回までに作成をさせていただきたいと考えております。

○岡本専門委員 これから基礎項目は作成されるという理解でよろしいですか。

○生島室長 ア～キの部分の業務に対して、基礎項目を作成していくということで考えていただければと思います。

○岡本専門委員 わかりました。そうすると、抽象的な意見になってしまうんですけれども、先ほど部長さんがおっしゃった2ページのフローで、3項目同時に審査されるというのは何となくわかるんですけれども、欠格事由で落ちることはないということになるんですか。今、ある意味では非常にわかりやすく、価格でだめだったら落ちて、次に基礎項目でだめだったら落ちて、残ったものについて加点していくという審査をされるということなんでしょうけれども、私は価格で落とすというのは余りよくないかなと個人的には思うんですけれども、そういうイメージで第二次審査の流れでいくのか。

○石垣部長 結局、6ページ目の最後に書いてございます入札不調となった場合というところを想定させていただいて、先ほどお話を申し上げさせていただいたところなんです。これで行きますと、資格基準の変更ですとか、仕様書の変更等々行いますと、スケジュール的なものもございますので、なるべくそこらのところを変更せずに、例えば、入札価格について、入札参加者に対して変更を求めるとか、そういったイメージの方が、時間的なもの等々考えると、そちらの方がよろしいのかなと思ひましてお話を申し上げた次第でございます。

○岡本専門委員 わかりました。

○樫谷主査 どうぞ。

○原専門委員 初歩的な確認なんですけれども、この業務を⑦まで区切っていますが、これは一括で、1つの業務として発注するというイメージですね。

○石垣部長 そうでございます。

○原専門委員 そうすると、これはどんな想定をされているかを是非伺いたいんですが、相当多くの会社が現状やっているわけで、これを例えば、一括で手を挙げてくるというのは、そもそもこういう会社の企業体を想定されているのか、もしくはどこか商社的なところがどんとまとめて、さっきから下請の問題とか出ていますが、そういう形で来るのを想定されているのか、その辺はいかがですか。

○石垣部長 今、いろんな形で、総合ビルサービスというような形、またはコンソーシアムというものが幾つか出てきていると私は聞いておりますので、基本的にはそういう形になるのかなと思います。

○原専門委員 コンソーシアム的なものが来るだろうと、そうすると、やはりさっき言った、そのルールとか、要するに、下請、外注、再委託、この辺のところの区分をしっかり決めておかないと、結構混乱を招く可能性があるんで、そこは想定させていただいた方がいいか

なという感じですよ。

○石垣部長 わかりました。

○原専門委員 もう一つが、この評価のところ、特にネガティブ評価のところ、アンケートによる快適性の不満足度が15%以下とか、5%以下とか、幾つかの数字が具体的に出ているんですが、この辺の根拠とか、正確性というか、この水準でいいんだというところがよくわからなかったんで、この辺はいかがでしょうか。実施要項の3ページのところです。

○石垣部長 お答え申し上げます。今年も実は5月1日～2日、5月7日～8日等々で、先ほど御提示申し上げました観覧環境に関するアンケート調査のサンプリングを行いました。その中で出てきた指数等々を参考に、こちらで具体的にさせていただいてございます。

○原専門委員 サンプリングでやったときに、例えば、上の方の15%以下というのは随分高いような気がしたんです。15%も「不満足」という答えが来るのかなということですが、その辺は、ある程度そこで実証した上でこれを選んだということですか。

○生島室長 下の方、個別が5%以下、5%以下、5%以下というので、個々には出るんですが、万が一、全部5%になったとき、足すと15%になってしまうので、上は15という数字を挙げさせていただいているんです。個々にはあくまでも5%以下というのが結果にはなっているんです。

○樫谷主査 よろしいですか。

○渡邊副主査 5%ずつ不満で、足して15になるんですか。さっきの御説明だと、このアンケートの質問2の「本日は、快適にご観覧いただけましたでしょうか。」というところで15になる場合という御説明をいただいたような気がするんですが、それは私の誤解だったでしょうか。

○石垣部長 私の説明不足で申し訳ございません。まず、今、先生から御指摘ございました快適性の確保でございますが、実は先ほど申し上げましたアンケート調査のサンプリングを行いましたところ、回答数300に対しまして「不満足であった」というのが34人ございました。そうしますと、パーセンテージで行きますと11.33%というような形でございます。これを勘案させていただきまして、一応、15という数字を導きさせていただいたという状況でございます。

それと、清掃につきましても、300の回答数のうち「不満足」が2名で0.7%ですとか、余り高い数字ではございませんでした。それで、おおむね5%という数字が適しているのではないかとということで、このようにさせていただいたという状況でございます。ちょっと説明が申し訳ございませんでした。

○樫谷主査 どうぞ。

○渡邊副主査 私の今の質問の仕方もよくわからなかったのかもしれないんですが、何の項目に対する15%かというのと、アンケートの質問2に対して、質問2というのは「本日は、快適にご観覧いただけましたでしょうか。」で、3の「快適に観覧できなかった」につけた人が15%ということで、衛生とか、それぞれの項目について5%以上の不満があればだめですよという立てつけですね。

○石垣部長 そうです。

○渡邊副主査 ですから、それぞれが独立した項目で、リンクしていないという理解でよろしいんですね。

○石垣部長 そうでございます。

○渡邊副主査 わかりました。その関係で1つ、アンケートの項目の立て方で、例えば、質問2の「快適に観覧できなかった」というのは、必ずしも業者の責任だけではない場合も結構あるのではないかと。個人的に言うと、むちゃくちゃ込んで、全然進まないとか、それを誘導するのが監視員だと言われればそうかもしれないんですけども、あと、子どもが走ってしまったみたいところで、誘導する人が子どもに1人つけば何とかなるかもしれませんが、普通、そういうことは難しく、そうすると、本当にアンケートでやろうとすると、業者のせいなのか、それとも不可抗力というか、そもそも10人も配置しなければならないようなことで不快に思われたのかとか、そこをうまくアンケートの項目から、あるいは質問の仕方から見直さないと、適切な評価は難しいのではないかなと思います。アンケートを1つの基準にされるのであれば、先ほどの時期の話に加えて、項目とか、そういう点も御検討いただけないかなと思った次第です。

○石垣部長 おっしゃるとおりでございます。美術館におりますと、例えば、お客さんが入っていないところだと、そんなにいろんな形でおしかりを受けることはないんですが、逆に人がたくさん入る等々の展覧会ですと、作品が見えない、どうにかしろというようなおしかりも受けますので、今、先生にいただきました御指摘も踏まえまして、見直しと、実際にどうやっていくか、時期の問題等々含めまして検討させていただきます。

○原専門委員 もう一つあるとすれば、そもそも、これだけのいろんな項目のチェックをやるんですから、ある程度詳しい人も含めたチェックシートというか、チェックの仕組みまで提案してもらおうとか、品質管理の仕組みとか、そういう意味でも民間のやり方なども参考にされたらいいかなと思います。これだけ多岐にわたると、このアンケートだけで15%というのはやや乱暴感がありますので、もう少しそこは御検討いただいた方がいいかなと思います。

○石垣部長 省エネですとか何かですと、項目別のチェックリストみたいなものがたしかあったように思いますので、そこら辺のところも参考にしつつ、またはそういったものを御提案いただけるような書きぶりを考えさせていただきます。

○樫谷主査 私の方から幾つか、別添資料2の5ページの表1「加点項目の審査と配点」で、全体の配点もそうなんですが、例えば、サービスの質の確保という項目には包括的な質の方策と書いてあるんですが、その評価の着目点は、設定した水準を達成するための、達成方法と、その実現性があるかないか。これはわかるんですが、業務瑕疵に起因するサービス提供の中断ゼロとか、障害発生時の復旧の迅速性確保とか、これは、中断ゼロかどうかというのは、結果はそうだと思うんですが、事前に審査するときはどういうふうにするのかとか、あるいはその下の個別業務のサービスの質を達成するための方策ということで、要するに、不満足度5%以下と書いてあるんだけど、以下にするための方策を提案しているかどうかということを行っているんですか。あるいは室内の室温度をどうすればいいかということ提案するということなんでしょうか。あるいは展示場内の環境をこうすればいいという提案と、こういうことなんでしょうか。

○岡専門職員 おっしゃるとおりで、これを達成するための方策についての提案について、加点項目とさせていただきたいと考えております。

○樫谷主査 それを次の6ページの優、良、可で、基本的には3段階で判断して、5段階でも状況によってはいい、こういうことなんでしょうね。

○岡専門職員 はい。

○樫谷主査 あと、5 ページの一番下の価格の妥当性というのがありますね。これは見積もり金額の算出値の妥当性、算出根拠の合理性、見積もり金額というのは何のことを言っているんですか。入札金額ですか。

○岡専門職員 そうです。入札の金額の算出の合理性などです。積算について、もう少し細かく見ていこうというところでございます。

○樫谷主査 これは結果的に総合評価値を入札価格で割るんですね。見積もりが妥当かどうかというのは関係あるんですか。循環論になってしまうような気がしないでもないんですが、そうでもないですか。

○徳山企画官 この点については、事務局からも再度検討をお願いしている点でして、普通、技術評価と価格評価というのは別々で、それを加点方式なり除算方式で総合評価点を出すというのが普通だと思います。ここは一部混ざっているところが少し珍しいなというのが正直なところだとして、事務局からも問題提起をさせていただいていると思います。

○樫谷主査 渡邊委員、どうぞ。

○渡邊副主査 今の点なんですけれども、100 点のうち 10 点、そういうことで配点してしまうと、価格の点をダブルに換算しているような側面があって、やはり分けて、技術的などところで加点して何点、価格については、出した金額を評価するというふうに分けないと、今、主査が言われたような、ぐるぐる循環してしまう部分と、あと、価格のところだけをダブルに評価してしまう点とあると思うので、そこを峻別していただいた方がいいんだろうと思います。

○樫谷主査 岡本委員、どうぞ。

○岡本専門委員 今日の仕様ですとか実施要領には出ておらないんですけれども、去年はたしか、この議論をさせていただいたときに、美術館さんがやってらっしゃる業務内容の話ですけれども、対象業務の範囲になるんですけれども、警備ですとか、売店ですとか、レストランというのは対象で議論させていただいたような記憶があるんですが、これは今回は出されないということですね。

○石垣部長 はい。

○岡本専門委員 その理由は事務局から伺っておるんですが、警備のいろんな機器がレンタルになっているとか、そういう御事情があるということなんでしょうけれども、将来的にはどういうふうに考えていらっしゃるんですか。ずっとこの一括の範囲に入ってこないようなことを考えていらっしゃるのか、ある程度見直しの対象になり得るのか、可能性としてはいかがですか。

○石垣部長 今の段階で結論が出る話でもないかと思いますが、将来的な見直しというのはあり得る話だとは思いますが。ただ、今、入っている機器をどうするか、更に、新しく入るところのものをどういうふうに考えていくかということも片一方にあるのかなという感じはしてございます。

○岡本専門委員 少なくとも今回出されるものについては対象外だという整理ですね。

○石垣部長 はい。

○樫谷主査 しつこいようですけれども、今の加点項目の 5 ページの業務実績、最大 10 件までと書いてあって 10 点ということは、これは 1 件 1 点ということとは違うんですね。こ

れはどういうことなんでしょうか。

件数、契約期間、最大 10 件までと書いてあるんですが、これと優、良、可というのは整合性が取れないので、どんなような評価を具体的にされることになるのか。

別添資料 2 の 5 ページの業務実績の最大 10 件までというのと、10 点の中です。優、良、可で判断、要するに、5 点、10 件だと優、良で、何点から何件までだと優、良でという判断なのか。1 件 1 点みたいな判断なのか、ちょっと見ていてわかりにくかったということです。

○生島室長 6 ページの上段のところでは優、良、可で、ゼロと 0.5 と 1 という形になっているんですけども、ここの業務実績につきましては、1 件 1 点と換算できればというふうには考えているんです。今日の会議で、こっちの方がいいんじゃないかというアドバイスをいただいて、それを基にここは整理させていただこうかと考えております。

○樫谷主査 同種業務実績というのは、要件で、1 件しかやっていない場合と 10 件やっている場合では違うからという意味ですね。

○生島室長 はい。

○樫谷主査 1 件 1 点ということで、何となく釈然としない。どうしたらいいのかと言われるとあれですが、何件から何件までで何点というような感じの方がいいんですかね。どうなんでしょうかね。

○生島室長 具体的に点数が何点と変えた方がいいということですか。

○樫谷主査 実績も、どの程度の規模でやっているのかによっても、小さなところをちょっとやっているのと、大規模にやっているのと、同じ 1 件でも意味が違うんで、件数だけでいいのかなと、そういうことを総合評価されるんでしょうけれども、件数だけでもなさそうだしという感じはしないでもないんです。その中身にもよるんでしょう。

これはそうでないのかもわかりませんが、工芸館はかなり古いものですね。

○石垣部長 はい。古いです。

○樫谷主査 そういう意味で、非常に特別な施設になっているわけですが、これは非常に古くて、特に貴重な建物だということについての特別な仕様というのは入っているわけではないんですね。

○生島室長 特段ないですね。

○樫谷主査 普通どおりやっていいんだと、こういうふうに理解してよろしいですね。何かの制限があるとかというのはないんですね。

○石垣部長 建物自体はあれでございますが、中の仕様については、ここに書いてございます保存修理工事ですとか行っておりますし、中の使い方についても、美術館のように使うということであれば何も問題はないというふうに思います。

○樫谷主査 外の壁をいじったりするわけではないからということですね。

○石垣部長 もしいじるとなれば、文化庁との協議というような話になるかと思います。

ただ、1 つ言えますのが、全体が北の丸公園という中にございますので、その関係での活動の制約や、お互いの管理上の問題というのはあるかと思います。

○樫谷主査 ちゃんとされているのかもわかりませんが、古い建物というと、配管とか空調はちゃんと整備されているわけですね。

○石垣部長 整備されています。

○樫谷主査 古いものが入っているわけではないわけですね。

○生島室長 具体的にこれらの建物は、明治に建てられてはいるんですけれども、重要文化財に指定されたのはすべてではなくて、外観と中央部分のホールなんです。外観は煉瓦が昔のままで、中央のホールだけが木造になっていて、それ以外は全部つくり直している、新しい建物になっているというイメージなので、そこで全部配管等は直されています。

○樫谷主査 では、空調だとか、特別な気を遣ってやる必要はないということですね。

○生島室長 そこは大丈夫です。

○樫谷主査 どうぞ。

○渡邊副主査 先ほどちょっと出た警備業務のお話なんですけど、現行契約がある中で、いきなりそれを止めて範囲に入れろというのが難しいというのはわかるんですが、他方、どんな契約でも、無期限で、半永久的な契約というのは普通は結ばないと思うんです。できれば創意工夫ということで、全体的な範囲に入れられれば入れた方がベターだろうというのが、監理小委員会、ひいては監理委員会のお考えではないかなと思っているんですけれども、そういう観点から言うと、今の契約がいつ終了するにせよ、終了を予定されたときは、機器についての撤去の費用負担の問題というのは生じるわけですから、多分、そういう具体的なタイミングとか、費用を一時的に負担しても、例えば、何年間入札の対象にすることによって得られるであろうメリットみたいな、具体的なところを示していただけると、とりあえず今回はやむを得ないとしても、次回からどういうふうに私どもが御意見を申し上げるかとか、少し具体性のあるお話に移るかと思うんです。そういう意味では、ディテールまでというよりは、もともと何年に終了が予定されていて、この時点で撤去費用がこのぐらいかかり、次回のこの業務の入札に間に合っできるのかどうかとか、その辺り、私どもが考える根拠というか、よすがになるところの情報をいただければありがたいと思うんです。

○石垣部長 次回、どこまで御案内できるかわかりませんが、そのところは検討させていただきます。

○樫谷主査 相当時間がオーバーしておりまして、実施要項の公表というのはどうですか。今回は待っていただいた方がいいかもしれませんね。どうですか。スケジュール的にも問題はないんですか。もう一遍詰めていただいた上でということで、ひとつよろしく願いしたいと思います。

まだ論点が残っておりますので、本日の審議を踏まえまして、次回の審議までに事務局と鋭意調整していただきたいと思います。何か御意見ございましたら、事務局までお寄せいただけたらありがたいと思います。

それでは、本日はありがとうございました。

○石垣部長 ありがとうございました。よろしくどうぞお願いします。

○樫谷主査 それでは、本日の「入札監理小委員会」はこれで終了したいと思います。

次回の開催につきましては、事務局から追って御連絡したいと思います。ありがとうございました。

(終 了)